

平成22年6月28日

次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク「くるみん」の取得について

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）は、平成22年6月15日（火）、埼玉労働局より次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「基準適合一般事業主」として認定を受け、認定マーク「くるみん」を取得しましたのでお知らせします。

これは、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」（平成17年4月1日～平成22年3月31日 5年間）を策定し、育児休業者の能力開発等スムーズな職場復帰支援、育児関連制度の行内周知・啓発、短時間勤務制度、所定外勤務をさせない制度の導入など、行員の仕事と家庭の両立支援を行い、働きやすい環境づくり等に取り組んだことが認められたものです。

今後も当行は、従業員全員がライフステージに対応し、長くいきいきと能力発揮することができる組織の実現を目指し、第2期行動計画を策定し、取組を継続してまいります。また、地域の皆さまに支えられている企業として、次世代育成支援に積極的に取組み、地域社会の活性化に一層貢献してまいります。

1. 第2期行動計画の概要

(1) 行動計画期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）

(2) 取組内容

- ア. 育児休業を取得しやすい環境の整備
 - ・法定を上回る育児休業期間の延長
 - ・男性の育児休業取得促進
- イ. 育児休業取得者の職場復帰支援
 - ・ITを活用した育児休業者への情報提供
- ウ. 従業員に対する意識啓発
 - ・従業員に配布する冊子類の作成

<参考：次世代育成支援対策推進法>

急速な少子化が進行する中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備のための取組を、国、地方公共団体、事業主が一体となって促進していくために、平成17年4月に施行した法律（平成27年3月31日までの時限立法）。301人以上の従業員を雇用する事業主は「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ることが義務づけられている（平成23年4月1日以降、101人以上の従業員を雇用する事業主に拡大）。

認定マーク 愛称「くるみん」



以 上

報道機関からのお問い合わせ先
 人事部人事企画グループ 高倉・武田
 TEL：048-641-6111（代表） 内線 2280・2282